

秋田県告示第507号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定するので、同条第10項の規定に基づき、告示する。

令和6年11月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 特定都市河川

名 称	区 間		
	上 流 端		下 流 端
旧雄物川	左 岸	秋田市新屋字新屋船場町37番7地先	日本海
	右 岸	秋田市茨島三丁目19番地先	
旭川	左 岸	秋田市仁別務沢国有林8林班ち小班地先	旧雄物川への合流点
	右 岸	秋田市仁別務沢国有林8林班ち小班地先	
太平川	左 岸	ムツシ沢の合流点	旭川への合流点
	右 岸	ムツシ沢の合流点	
猿田川	左 岸	秋田市上北手古野字脇ノ田234番地先	太平川への合流点
	右 岸	秋田市上北手古野字大繋沢100番2地先	
草生津川	左 岸	秋田市下新城岩城字糠塚319番2地先	旧雄物川への合流点
	右 岸	秋田市下新城岩城字糠塚320番地先	
新城川	左 岸	秋田市上新城小又字脇野田99番地先	旧雄物川への合流点
	右 岸	秋田市上新城白山字白山39番地先	

2 特定都市河川流域

次の図面の水色枠で囲まれた区域
（次の図面は、省略し、秋田県建設部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて、縦覧に供する。）